

記

フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則の2を次のように改める。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。

ア 箱に収納する前に生果実を合成樹脂製のこん包材料で包み込んでいること。

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている箱を使用すること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ又はワリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。